

川崎市消防局告示第1号

避雷設備の位置及び構造の指定について（平成4年川崎市消防局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

川崎市消防長 望月廣太郎

本則中「JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護」を「JIS Z 9290（雷保護）-3-2019」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

この告示の施行の際現に存する建築物等の避雷設備又はこの告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物等の避雷設備の日本産業規格については、改正後の平成4年川崎市消防局告示第3号によらず、なお従前の例によることができる。